

1. これまでの経緯

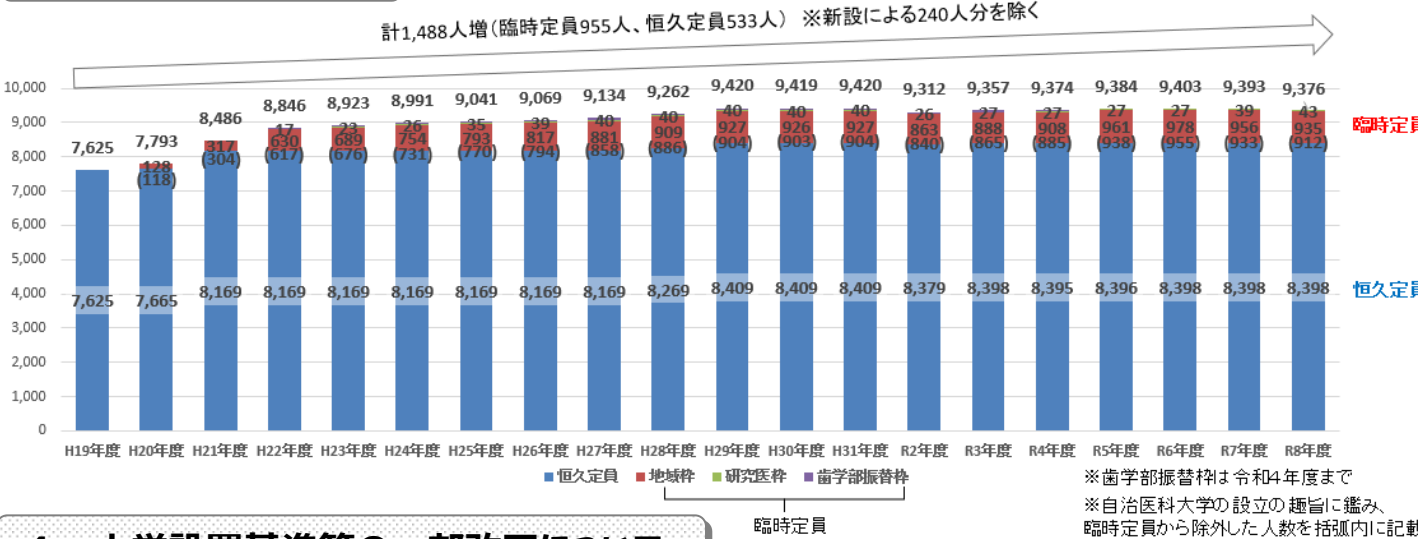
- 昭和57年及び平成9年の閣議決定により、医学部の入学定員を7,625人まで抑制。
- 平成18年の「新医師確保総合対策」により医師不足が深刻な都道府県（青森、岩手、秋田、山形、福島、新潟、山梨、長野、岐阜、三重）について各10人、平成19年の「緊急医師確保対策」により全都道府県について原則として各5人の入学定員を増員。これらにより、平成20年度の入学定員を7,793人に増員。
- 「経済財政改革の基本方針2008」を踏まえ、平成21年度の入学定員を8,486人に増員。
- 平成22年度以降は、地域の医師確保等の観点から最大9,420人まで増員。
- 令和9年度の医学部総定員は、令和7年度の医学部総定員数（9,393人）を上限とし、令和8年度末を期限とする臨時増員の枠組みについては、令和9年度末まで1年間延長することとされた。

2. 令和9年度の増員の枠組み

(1) 地域の医師確保の観点からの定員増（地域枠） ※令和9年度においても措置予定
 都道府県が都道府県計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画に基づき奨学金を設け、大学が地域医療を担う意思を持つ者を選抜し、地域医療等の教育を実施。
 ※令和8年度：935人（自治医科大学を除くと912人）
 うち、地域のニーズに対応して**選択可能な診療科を示し、診療科偏在対策を図るもの**として、診療科選定地域枠 406人（自治医科大学を除く）を増員。

(2) 研究医養成のための定員増（研究医枠） ※令和9年度においても措置予定
 複数の大学と連携し、研究医養成の拠点を形成しようとする大学で、研究医の養成・確保に学部・大学院教育を一貫して取り組む各大学3人以内の定員増。
 ※令和8年度：43人

3. 入学定員の推移



4. 大学設置基準等の一部改正について

令和8年度末を期限とする臨時定員の枠組みを令和9年度末まで1年間延長するに当たり、必要な規定の整備を行うもの。

令和9年度医学部定員に係る方針について

- 経済財政運営と改革の基本方針 2024（令和6年6月21日閣議決定）抄
第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現～「経済・財政新生計画」～
3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題
（1）全世代型社会保障の構築
（医療・介護サービスの提供体制等）
（略）あわせて、2026年度の医学部定員の上限については2024年度の医学部定員を超えない範囲で設定するとともに、今後の医師の需給状況を踏まえつつ、2027年度以降の医学部定員の適正化の検討を速やかに行う。（略）

- 第14回医師養成課程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会（令和8年4月17日）抄
令和9年度の医学部定員の方針については、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和7年6月13日閣議決定）やこれまでの本検討会における議論等を踏まえ、医師の偏在対策について取組を充実させつつ、令和9年度の医学部総定員は、令和7年度の医学部総定員数（9,393人）に対して、地域の実情等に配慮しながら全体として削減が図られるよう対応してはどうか。

○文部科学省令第 号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条及び第四百四十二条の規定に基づき、大学設置基準及び大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年 月 日

文部科学大臣 松本 洋平

大学設置基準及び大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令

（大学設置基準の一部改正）

第一条 大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">1～3 [略]</p> <p>4 平成二十二年度以降に期間（令和十四年度までの間の年度間に限る。）を付して医学に関する学部学科に係る収容定員を、七百二十人を超えて、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第四条第一項に規定する都道府県計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画に記載された大学の入学定員及び編入学定員の増加により算出される収容定員の増加のみにより八百四十人までの範囲で増加する大学（次項及び附則第六項において「医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加する大学」という。）の基幹教員数の算定については、別表第一に定める医学関係の基幹教員数は、収容定員が七百八十人までの場合にあつては百五十人、収容定員が八百四十人までの場合にあつては百六十人とし、かつ、文部科学大臣が別に定める基準に適合することとして、第十条の規定を適用する。</p> <p>5・6 [略]</p>
改正前	<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">1～3 [同上]</p> <p>4 平成二十二年度以降に期間（令和十三年度までの間の年度間に限る。）を付して医学に関する学部学科に係る収容定員を、七百二十人を超えて、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第四条第一項に規定する都道府県計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画に記載された大学の入学定員及び編入学定員の増加により算出される収容定員の増加のみにより八百四十人までの範囲で増加する大学（次項及び附則第六項において「医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加する大学」という。）の基幹教員数の算定については、別表第一に定める医学関係の基幹教員数は、収容定員が七百八十人までの場合にあつては百五十人、収容定員が八百四十人までの場合にあつては百六十人とし、かつ、文部科学大臣が別に定める基準に適合することとして、第十条の規定を適用する。</p> <p>5・6 [同上]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部改正）

第二条 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>1・2 「略」</p> <p>3 令和九年度に令和十四年度までの期間を付して私立の大学の学部の収容定員（医学に関する学部の学科に係るものに限る。）を増加する学則の変更の認可を受けようとする場合における第七条第一項の規定の適用については、同項中「当該学則を変更する年度（以下「学則変更年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は前年度の五月一日から同月三十一日までの間」とあるのは、「文部科学大臣が定める期間内」とする。</p> <p>4 令和九年度に令和十四年度までの期間を付して私立の大学の学部の収容定員（医学に関する学部の学科に係るものに限る。）を七百二十人を超えて増加する学則の変更の認可を受けようとする者は、第七条第一項各号に掲げる書類に加え、基幹教員の氏名等を記載した書類（附則別記様式）を添えて文部科学大臣に申請するものとする。</p>
改正前	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>1・2 「同上」</p> <p>3 令和八年度に令和十三年度までの期間を付して私立の大学の学部の収容定員（医学に関する学部の学科に係るものに限る。）を増加する学則の変更の認可を受けようとする場合における第七条第一項の規定の適用については、同項中「当該学則を変更する年度（以下「学則変更年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は前年度の五月一日から同月三十一日までの間」とあるのは、「文部科学大臣が定める期間内」とする。</p> <p>4 令和八年度に令和十三年度までの期間を付して私立の大学の学部の収容定員（医学に関する学部の学科に係るものに限る。）を七百二十人を超えて増加する学則の変更の認可を受けようとする者は、第七条第一項各号に掲げる書類に加え、基幹教員の氏名等を記載した書類（附則別記様式）を添えて文部科学大臣に申請するものとする。</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。